飼 料 添 加 物 製 造 業 者 届 出 事 項 変 更 届

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　所

氏　名　　印

さきに　　年　　月　　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項（第３項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第４項の規定により届け出ます。

記

１　変更した事項

（１）代表者

新）

旧）

（２）社名又は住所

新）

旧）

（３）製造事業場の名称又は所在地

追加）

削除）

（４）販売事業場の名称又は所在地

追加）

削除）

（５）保管施設の名称又は所在地

追加）

削除）

（６）製造する飼料添加物の種類の追加

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質等

（７）製造する飼料添加物の種類の廃止

飼料添加物の種類	

（８）飼料添加物の原材料の追加

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質等

（９）飼料添加物の原材料の廃止

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質等

（10）製造施設の追加

番号	主要施設	数量	規 模 ・ 能 力 等

（11）製造施設の廃止

番号	主要施設	数量	規 模 ・ 能 力 等

（12）輸出用（試験研究用）品目の追加

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称	原 料 又 は 材 料 の 種 類	
			賦 形 物 質 等

（13）輸出用（試験研究用）品目の廃止

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称

（14）輸出用（試験研究用）品目の原材料の種類

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称	原 料 又 は 材 料 の 種 類		
				賦 形 物 質 等
		新		
		旧		

２　変更した年月日

（1）	年	月	日	（8）	年	月	日
（2）	年	月	日	（9）	年	月	日
（3）	年	月	日	（10）	年	月	日
（4）	年	月	日	（11）	年	月	日
（5）	年	月	日	（12）	年	月	日
（6）	年	月	日	（13）	年	月	日
（7）	年	月	日	（14）	年	月	日